

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会



住人

住まう

ひと

17 2020年7月号

すまーと

◎新たに4つの関係他団体と
相互協力協定を締結!!

◎京丹波町、宇治市と
空き家対策に係る協定を締結!!



関係他団体との 「相互協力協定」の締結進む!

～互いに専門性を活かし空き家対策等で協働～



宅建業は、様々な分野の専門家との協力・協働が安心安全な取引のポイントであり、本会は、これまでから関係団体と協力関係を築いてきました。近年の空き家対策や高齢者等の住宅確保など、複雑化する課題に対応するためには、相互の理解と交流を深め、連携・協力を一層強める必要があります。各団体との相互協力に関する基本的な事項を定めた協定を締結する取組みを進めています。

昨年末以降、次のとおり4団体と協定を締結するに至りました。



協定締結団体	協定締結年月日
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	令和元年12月20日(金)
一般社団法人京都府建築士事務所協会	令和2年1月24日(金)
京都府行政書士会	令和2年3月30日(月)
京都土地家屋調査士会	令和2年3月30日(月)

いずれも、協定書調印式を宅建会館にて開催し、会長による署名の後、出席役員間での懇談を行い、今後の協力を約束し合いました。

これで6団体と協定を締結できたこととなります。今年度は連携の具体化やさらなる団体への働きかけを検討していきます。



千振会長(中央右)と京都府不動産鑑定士協会 木田会長(中央左)



千振会長(中央右)と京都府行政書士会 堀井会長(中央左)



千振会長(中央右)と京都府建築士事務所協会 上野会長(中央左)



千振会長(中央右)と京都土地家屋調査士会 池谷会長(中央左)

京丹波町と「空き家情報バンクの運営に関する協定」を締結!

情報提供事業

消費者保護を
目的として、
不動産に関する
調査研究事業・
不動産流通事業等
を行っております。

京丹波町では、空き家の利活用と移住・定住の促進を図るため、空き家情報を登録して移住希望者に提供する「空き家バンク」を平成22年度から設置・運営されています。多くの活用実績がありますが、契約等は当事者対応で、現地調査や査定にも対応できていない等の課題があり、一層の充実を図るため、本会及び全日京都に協力依頼がありました。

本年2月18日(火)に京丹波町役場にて協定の締結式が開催され、今後、安心安全なバンク運用を目指し、協力していくこととなりました。

具体的には、バンク利用者が安心安全な取引ができるよう、媒介等を担う会員を募集し、協力業者として町に推薦・登録します。協力業者は、町からの依頼により、①空き家所有者の相談に応じ、バンク登録のお手伝いをし、②バンクにより市がマッチングした入居希望者との間で契約業務を行うという役割を担います。

3月中に2社の協力業者が誕生し、新年度から空き家バンクが再スタートしたところであり、空き家の利活用が一層進むことが期待されます。



左から田中副支部長、千振会長、太田町長

宇治市と空き家対策等に関する協定を締結! ～ 空き家相談員11名が誕生 ～

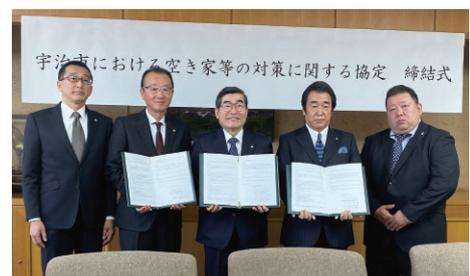
情報提供事業

消費者保護を
目的として、
不動産に関する
調査研究事業・
不動産流通事業等
を行っております。

宇治市では、平成27年度に条例を制定して空き家の適正管理にいち早く取り組み、その後、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受けて管理不全な空き家の発生抑止と空き家の流通・利活用の促進を加えて、平成31年3月に「空き家等対策計画」を策定されました。住宅課内に空き家対策室も誕生し、空き家対策を進める準備が整ったところで、本会と協定を結ぶ運びとなりました。

協定締結式は、令和2年3月11日(水)に宇治市役所で開催され、協定書への署名が行われました。協定は包括的な内容となっており、今後、空き家バンクの創設や相談会など協力内容の具体化に取り組んでいくこととなります。

最初の取組みは、宇治市空き家相談員として登録いただける宅建士の募集とし、翌日の12日(木)に同市役所にて研修・説明会を開催しました。市内の空き家の状況や市の空き家助成制度などをご理解いただき、11名の空き家相談員が誕生したところであり、今後相談会などでの活躍が期待されます。



左から櫻屋敷副支部長、千振会長、山本市長

空き家対策で市町との連携・協働を推進! ～ 利活用セミナー・相談会を共催 ～

本会は、空き家対策を進める上で市町との連携・協働に力を入れており、市町からも企画段階から参画要請を受け、講師や相談員を派遣して利活用可能な空き家の掘り起こしに協力しています。新型コロナウイルス感染拡大以前に、3市町との協働で相談会を開催いたしました。

①宇治田原町空き家セミナー・相談会

令和元年12月22日(日)、宇治田原町総合文化センターにて開催。講師として櫻屋敷第六支部副支部長が「その空き家、放置したままで本当に大丈夫!?!」と題して空き家の活用を手ほどきし、個別相談会では新規登録の空き家相談員4名に活躍いただきました。



空き家セミナーの様子

②京田辺市空き家・空き地相談会

令和2年1月17日(金)、京田辺市役所にて開催。新規登録された空き家相談員4名が参加し、事前に申し込みのあった3件の相談に対応いただきました。



セミナー後の個別相談会

③久御山町空き家相談会

令和2年1月27日(月)、久御山町役場にて開催。新規登録の空き家相談員4名が参加し、事前に申し込みされた8組の相談者に、丁寧に対応いただきました。

京田辺市にまちづくり施策に関する要望書を提出

宇治市以南を所管する第六支部では、「行政のまちづくり施策に関する会員アンケート」に取り組み、2度にわたり実施したところ、宇治・城陽・京田辺の3市の施策に対する改善要望が多数寄せられる結果となりました。

そのため、3市に共通する項目として、①私道での上下水道管理設承諾書の不要化②インターネットでのまちづくり関連情報の発信③開発協力金や水道負担金の問題の3課題に絞って取りまとめ、それぞれ要望書を関係部局に提出して意見交換を実施することとしました。



市との意見交換会

昨年10月に実施した宇治市、城陽市に引き続き、令和2年1月28日(火)に京田辺市の担当部局と第六支部役員との意見交換会を開催したところ、活発な議論が交わされ、課題としての認識の共有はできました。要望実現に向けて今後も継続して要望していくこととしています。

<http://www.kyoto-takken.or.jp/>

京都宅建

検索

●発行所：公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会京都本部
〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3 (京都府宅建会館)
Tel.075-415-2121(代) Fax.075-415-2120

●制作：株式会社住宅新報

年2回発行